

町民のみなさんの 自主的な学習活動を支援します



- ✓講師をお願いしたいけど謝礼の支払いはどうしたらいい？
- ✓公民館を借りたいけど使用料がかかるの？
- ✓参加者を募集して仲間を増やしたいけど方法がわからない

そのお悩み、“自主運営講座”にすると解決できます！

技術の習得や教養を高めたいグループに

講師謝金の補助と活動場所を提供します



《支援内容》

◆講師謝金の補助

補助回数は4回を限度とします。講座1回あたりの謝金支出限度額は次のとおりとなります。

町内在住の講師：上限5,000円

町外在住の講師：上限10,000円

ただし、複数人の講師を依頼する場合、人数に限らず1回あたり上限額は10,000円となります。

※いずれも所得税を引いた額を講師の口座へ振り込みます。

◆施設使用料の免除

講座に使用する施設（中央公民館、上郷公民館）の使用料を免除いたします。

《募集条件》

- (1) 申請時の活動人数は4名以上であること。
- (2) 発起人（参加代表者）は一般町民であること。参加者は問いませんが、半数以上が町民または町内に勤務している方であること。※講師は参加者に含まれません。
- (3) 企画運営は自分達で行うこと。なお、年1回の活動計画も可とします。
- (4) 支援期間は1年度ごととします。
- (5) 学習内容が健全であること。
- (6) 活動の実施場所は、田子町中央公民館、上郷公民館、その他教育長が自主活動の場所として認めた場所とします。
- (7) 参加者の募集について町の広報やホームページに掲載します。
- (8) 町文化祭等において、作品展示等に協力すること。

《実施期間》 令和3年7月1日～令和4年3月31日



裏面もご覧ください

✓どんな書類が必要になるの？

✓どんな活動が支援の対象になるの？

ご不明な点は下記までお気軽にお問い合わせください

田子町中央公民館（教育課 スポーツ・社会教育グループ 担当：尾形）

電話0179-20-7070 FAX0179-20-7075

令和3年度公民館自主運営講座募集事務手続きの流れ



1 活動団体の募集受付

活動する団体の募集を行います。
募集は随時行い、予算額に達し次第、締め切りとさせていただきます。

2 申請書類の提出

必ず事前に相談の上、支援を希望する団体は次の書類を作成し、教育委員会へ提出してください。

- 【提出書類】 ①公民館自主運営講座活動申請書（様式1）
②公民館自主運営講座参加者名簿（様式2）

※審査及び参加者募集に時間を要するため、期間に余裕を持って申請書を提出してください。

3 書類審査

教育委員会で申請書類を審査し、承認を行います。

4 参加者の募集

承認後、教育委員会でデータ放送・ホームページ等に講座内容を掲載し、参加者の募集を行います。申込みのあった参加者は教育委員会で取りまとめ後、申請の代表者にお知らせします。

5 活動実施

活動時毎に、活動日誌（様式3）の作成と出席簿（様式4）を記入してください。
なお、活動日誌は都度提出してください。検印後、返却します。

6 講師謝金の支払

講師の依頼をした場合、活動日誌（様式3）と併せて講師謝金支払申込書（別紙1）を提出してください。講師の口座へ謝礼をお支払いします。

なお、支払は原則、月締め・翌月払いとなります。支払日の指定は出来ません。

ただし、町に講師の口座情報登録が無い場合、別途、債権債務者登録シート等の提出が必要となりますのでご注意ください。（その場合の作成・提出は講師自身に行っていただきます。）

7 実績報告書の提出

事業終了後20日以内または令和4年3月31日（木）のいずれか早い日までに次の書類を提出していただきます。

- 【提出書類】 ①公民館自主運営講座実績報告書（様式1）※申請書と共通様式
②公民館自主運営講座参加者名簿（様式2）
③公民館自主運営講座活動日誌（様式3）
④公民館自主運営講座出席簿（様式4）
⑤活動写真（活動状況や受講者がわかるもの複数枚、データ可）

8 町文化祭等への協力について

町文化祭等への作品展示、活動紹介等のご協力をお願いします。

9 書類の提出、問い合わせ先

<田子町教育委員会>

〒039-0201 田子町大字田子字柏木田169 田子町中央公民館
教育課 スポーツ・社会教育グループ 担当：尾形
電話20-7070 FAX20-7075

